

ができる。

4 県は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る不動産所有者等に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(市町の責務)

第七条 市町は、県の施策と相まって、暴力団事務所等が開設されないよう、県と連携協力し、必要な施策の実施に努めるものとする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第一四号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和二十一七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第一号中「三千円」を「六千円」に改め、同項第三号中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同項第四号中「千二百円」を「二千四百円」に改める。

第十一条第一項及び第十二条第一項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

別表第一中	小城市	小城市立晴田小学校川内分校
	藤津郡太良町	太良町立多良小学校中尾分校

を

小城市立晴田小学校川内分校	藤津郡太良町立多良小学校中尾分校
に改める。	

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

第十四条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十一条の二第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例第八条第二項の改正規定を除く。）及び第二条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例第八条第二項第一号から第四号までの規定は、平成二十一年三月一日から適用する。

参考資料
第一条（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
（教員特殊業務手当）	（教員特殊業務手当）
第八条 略	第八条 略

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に

応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号イの業務 六千四百円(被

害が特に甚大な非常災害(人事委員会規

則で定めるものに限る)の際に、心身

に著しい負担を与えると人事委員会が認

める業務に従事した場合にあつては、当

該額にその百分の百に相当する額を加算

した額)

二 前項第一号ロ及びハの業務 六十円

三 前項第二号及び第三号の業務 三千四百円

四 前項第四号の業務 二千四百円以内で人

事委員会規則で定める額

五 略

(へき地手当)

第十一条 へき地手当は、職員で交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設(以下「へき地学校」という。)並びにこれらに準ずる学校及び同条に規定する施設(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務したものに支給する。

2・3 略

(へき地手当に準ずる手当の支給)

応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号イの業務 三千二百円(被

害が特に甚大な非常災害(人事委員会規

則で定めるものに限る)の際に、心身

に著しい負担を与えると人事委員会が認

める業務に従事した場合にあつては、当

該額にその百分の百に相当する額を加算

した額)

二 前項第一号ロ及びハの業務 三千円

三 前項第二号及び第三号の業務 千七百円

四 前項第四号の業務 千二百円以内で人

事委員会規則で定める額

五 略

(へき地手当)

第十一条 へき地手当は、職員で交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設(以下「へき地学校」という。)並びにこれらに準ずる学校及び同条に規定する施設(以下「へき地学校に準ずる学校」という。)に勤務したものに支給する。

2・3 略

(へき地手当に準ずる手当の支給)

第十二条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは学校給食法第六条に規定する施設(以下この条、次条及び別表第一から別表第三までにおいて「学

校等」という。)が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校等(以下「へき地等学校」という。)に該当するときは、当該異動又は学校等の移転(以下「異動等」という。)に伴つて住居を移転した日から、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、六年)に達する日までへき地手当に準ずる手当を支給する。ただし、当該職員に次の各号に掲げる理由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

一・二 略

2・3 略

別表第一(第十条関係)
へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
二級 略	小城市 略	
分校	小城市立晴田小学校川内	

六条に規定する施設(以下この条、次条及び別表第一から別表第三までにおいて「学

校等」という。)が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校等(以下「へき地等学校」という。)に該当するときは、当該異動又は学校等の移転(以下「異動等」という。)に伴つて住居を移転した日から、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、六年)に達する日までへき地手当に準ずる手当を支給する。ただし、当該職員に次の各号に掲げる理由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

一・二 略

2・3 略

別表第一(第十条関係)
へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
二級 略	小城市 略	
分校	小城市立晴田小学校川内	

職員の勤務する学校若しくは学校給食法第五条の二に規定する施設(以下この条、次

「学校等」という。)が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校等(以下「へき地等学校」という。)に該当するときは、当該異動又は学校等の移転(以下「異動等」という。)に伴つて住居を移転した日から、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、六年)に達する日までへき地手当に準ずる手当を支給する。ただし、当該職員に次の各号に掲げる理由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

一・二 略

2・3 略

別表第一(第十条関係)
へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
二級 略	小城市 略	
分校	小城市立晴田小学校川内	

職員の勤務する学校若しくは学校給食法第六条に規定する施設(以下この条、次条及び別表第一から別表第三までにおいて「学

第二条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表		(定義)	
改	正	後	前
2 (定義) この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。	2 (定義) この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。	一 略	一 略
二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六号）第六条に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員	二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六号）第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員	二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六号）第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員	二 市町立の中学校及び小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六号）第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員
2 略	2 略	2 略	2 略
（時間外勤務手当）	（時間外勤務手当）	（時間外勤務手当）	（時間外勤務手当）
第十四条 略	第十四条 略	第十四条 略	第十四条 略
2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えた勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用とあるのは、「百分の百」とする。	2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えた勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲での範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。	2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えた勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。	2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えた勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。
3 略	3 略	3 略	3 略
（義務教育等教員特別手当）	（義務教育等教員特別手当）	（義務教育等教員特別手当）	（義務教育等教員特別手当）
第二十一条の二 略	第二十一条の二 略	第二十一条の二 略	第二十一条の二 略
2 略	2 略	2 略	2 略
五千九百円を超えない範囲内で、職務の級及び手当の月額は、一万	二百円を超えない範囲内で、職務の級及び手当の月額は、二万	二百円を超えない範囲内で、職務の級及び手当の月額は、三万	二百円を超えない範囲内で、職務の級及び手当の月額は、三万

参考資料 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年佐賀県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。 第一条中「第五条の二」を「第六条」に改める。 第三条第一項第一号中「三、二二六人」を「三、一九三人」に改め、同項第二号中「五、五〇九人」を「五、五四九人」に改める。		◎佐賀県条例第一五号 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年佐賀県条例第三十三号）の一部を改正する条例 第二条中「第五条の二」を「第六条」に改める。	
附 则 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。		附 则 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。	
参考資料 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年佐賀県条例第三十三号）の一部を改正する条例 第二条中「第五条の二」を「第六条」に改める。		参考資料 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年佐賀県条例第三十三号）の一部を改正する条例 第二条中「第五条の二」を「第六条」に改める。	
（定義） この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他職員をいい、「市町立学校県費負担教職員特別手当」の別に応じて、人事委員会規則で定める。		（定義） この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他職員をいい、「市町立学校県費負担教職員特別手当」の別に応じて、人事委員会規則で定める。	
（定義） この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他職員をいい、「市町立学校県費負担教職員特別手当」の別に応じて、人事委員会規則で定める。		（定義） この条例で「県立学校職員」とは、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教員、事務職員、技術職員及びその他職員をいい、「市町立学校県費負担教職員特別手当」の別に応じて、人事委員会規則で定める。	

「教職員」とは、市町立の中学校及び小学校の校長、教員、事務職員及び技術職員（学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設の学校栄養職員を含む。）に限る。）をいう。

(定数)

第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。

一 県立学校職員 三、一九三人

二 市町立学校県費負担職員

五、五四九人

2 略

「教職員」とは、市町立の中学校及び小学校の校長、教員、事務職員及び技術職員（学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設の学校栄養職員を含む。）に限る。）をいう。

(定数)

第三条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は次に掲げるとおりとする。

一 県立学校職員 三、二一六人

二 市町立学校県費負担職員

五、五〇九人

2 略

佐賀県立女性センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第一六号

佐賀県立女性センター設置条例の一部を改正する条例

佐賀県立女性センター設置条例（平成六年佐賀県条例三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県立男女共同参画センター設置条例

第一条中「女性の自主的活動を支援するとともに、女性問題に関する情報及び学習機会の提供等を行うことにより、女性の社会的地位の向上と社会参加の促進を図り、もつて男女共同参画社会の形成を促進するため、佐賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第一七号

佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

第一条中「女性の自主的活動を支援するとともに、女性の社会的地位の向上と社会参加の促進を図り、もつて男女共同参画社会（）を削り、「社会をいう。」の形成の促進に資するため、佐賀県立女性センター」を「男女共同参画社会の形成を促進するため、佐賀県立男女共同参画センター」に改める。

題名を次のように改める。

佐賀県環境影響評価条例（平成十一年佐賀県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

参考資料		この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。	
佐賀県立女性センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表		附則	
改置条例	正後	改置条例	正前
佐賀県立男女共同参画センター設置条例		佐賀県立女性センター設置条例	
(設置)		(設置)	
第一条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成を促進するため、佐賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。	第一条 女性の自主的活動を支援するとともに、女性問題に関する情報及び学習機会の提供等を行うことにより、女性の社会的地位の向上と社会参加の促進を図り、もつて男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。）の形成の促進に資するため、佐賀県立女性センター（以下「センター」という。）を設置する。		

参考資料		この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。	
佐賀県立女性センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表		附則	
改置条例	正後	改置条例	正前
佐賀県立男女共同参画センター設置条例		佐賀県立女性センター設置条例	
(設置)		(設置)	
第一条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成を促進するため、佐賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。	第一条 女性の自主的活動を支援するとともに、女性問題に関する情報及び学習機会の提供等を行うことにより、女性の社会的地位の向上と社会参加の促進を図り、もつて男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。）の形成の促進に資するため、佐賀県立女性センター（以下「センター」という。）を設置する。		

別表第十一号中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第一条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表（第二条関係） 一〇 略	別表（第二条関係） 一一 略
十一 空港法（昭和三十一年法律第八十号） 第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	十一 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
一二 八 略	一二 八 略

佐賀県母子福祉センター設置条例及び佐賀県難病相談・支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第一八号

佐賀県母子福祉センター設置条例及び佐賀県難病相談・支援セン

ターエ条例の一部を改正する条例

（佐賀県母子福祉センター設置条例の一部改正）

第一条 佐賀県母子福祉センター設置条例（昭和四十年佐賀県条例第十一号）

の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十八条

に規定する施設として母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図り、あわせて広く県民福祉の向上に資するため、佐賀県母子福祉センター（以下「母子福祉センター」という。）を設置する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（利用料金）

第四条 母子福祉センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、母子福祉センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

（佐賀県難病相談・支援センター条例の一部改正）

第二条 佐賀県難病相談・支援センター条例（平成十六年佐賀県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「資する」の下に「とともに、県民の難病に対する理解の促進を図る」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十一年七月一日から施行する。

（佐賀県勤労者福祉会館条例の廃止）

2 佐賀県勤労者福祉会館条例（昭和六十一年佐賀県条例第三十四号）は、廃止する。

参考資料
第一条(佐賀県母子福祉センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

(設置)	改 正 後	(設置)	改 正 前
第一条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十八条に規定する施設として母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図り、あわせて広く県民福祉の向上に資するため、佐賀県母子福祉センター(以下「母子福祉センター」という。)を設置する。	第一条 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るため、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十条に規定する施設として、佐賀県母子福祉センター(以下「母子福祉センター」という。)を設置する。	(利用料金)	(利用料金)
第四条 母子福祉センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。 2 前項の利用料金は、母子福祉センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めることは、知事の承認を得なければならない。	第四条 母子福祉センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。 2 前項の利用料金は、母子福祉センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めることは、知事の承認を得なければならない。	第五条 略	第四条 略

第二条(佐賀県難病相談・支援センター条例の一部改正)に係る新旧対照表

第一条 難病患者とその家族の相談、交流活動及び就労の支援等を行い、もつて難病患者とその家族の安定した療養生活の確保及	改 正 後	第一条 難病患者とその家族の相談、交流活動及び就労の支援等を行い、もつて難病患者とその家族の安定した療養生活の確保及	改 正 前
(設置)	(設置)	(設置)	(設置)
1 第一条 難病患者とその家族の相談、交流活動及び就労の支援等を行い、もつて難病患者とその家族の安定した療養生活の確保及	附則 1～3 略 (拠出率の特例)	第二条 政令第十二条第一項第一号に規定する条例で定める割合は、一万分の四とする。	第二条 政令第十二条第一項第一号に規定する条例で定める割合は、千分の一とする。
4 平成二十一年度から平成二十三年度まで	4 平成十八年度から平成二十年度までの間	1～3 略 (拠出率の特例)	1～3 略 (拠出率の特例)

●佐賀県条例第十九号

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
平成二十一年三月二十五日
佐賀県知事 古川 康

者とその家族の安定した療養生活の確保及び生活の質の向上に資するとともに、県民の難病に対する理解の促進を図るために、佐賀県難病相談・支援センター(以下「相談・支援センター」という。)を設置する。
者とその家族の安定した療養生活の確保及び生活の質の向上に資するため、佐賀県難病相談・支援センター(以下「相談・支援センター」という。)を設置する。

の間における政令第十二条第一項第一号に規定する条例で定める割合は、第二条の規定にかかるわらず、零とする。

における政令第十二条第一項第一号に規定する条例で定める割合は、第二条の規定にかかるわらず、零とする。

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第一〇号

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成十七年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「額に」の下に「当該修学資金等の貸与を受けた日の翌日から貸与を廃止された日又は貸与期間が満了した日までの期間の日数に応じて計算した」を加える。

第九条に次の二項を加える。

3 前項第一号及び第二号に規定する業務には、県内の公的医療機関等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他規則で定める病院又は診療所をいう。）で受ける専門研修その他の研修（以下「専門研修等」という。）を含むものとする。

第十条第一項第一号中「前条第二項第一号に規定する」を「規則で定める医療機関等における」に改め、同項第二号中「前条第二項第二号に規定する」を「規則で定める医療機関等における」に改め、同条第二項中「前条第二項第一号及び第二号並びに」、「（以下単に「業務」という。）及び「において、県内の公的医療機関等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他規則で定める病院又は診療所をいう。）を削り、「専門研修その他の研修（以下「専門研修等」という。）を含むものとする。」

改め、同条第三項中「業務に」を「前条第二項第一号及び第二号並びに第一項第一号及び第二号に規定する業務（以下単に「業務」という。）に」に改め、同条第四項中「研修」を「専門研修等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
（返還）	（返還）	（返還）

第八条 修学資金等の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等の額に当該修学資金等の貸与を受けた日の翌日から貸与を廃止された日又は貸与期間が満了した日までの期間の日数に応じて計算した利息を加えた額を当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月一日から起算して一月以内に一括して返還しなければならない。

第八条 修学資金等の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金等の額に利息を加えた額

を当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月一日から起算して一月以内に一括して返還しなければならない。

一〇三 略
一〇三 略
2・3 略
2・3 略

（返還猶予）

第九条 略

2 略

（返還猶予）

第九条 略

2 略

3 前項第一号及び第二号に規定する業務には、県内の公的医療機関等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他規則で定める病院又は診療所をいう。）で受ける専門研修その他の研修（以下「専門研修等」という。）を含むものとする。

(返還免除)

第十条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

一 大学生修学資金 医師の免許取得後、

引き続き臨床研修を受け、その修了後、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

二 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

三 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

四 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

(返還免除)

第十条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

一 大学生修学資金 医師の免許取得後、

引き続き臨床研修を受け、その修了後、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

二 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

三 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

四 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、

引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要勤務期間従事したとき。

し、業務への従事の継続性を中断しないものとする。

4 第一項の規定は、修学資金等の貸与を受けた者が業務（専門研修等を含む。）に起因する因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなった場合について準用する。

佐賀県看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二二一號

佐賀県看護師等修学資金貸与条例を廃止する条例

佐賀県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十八年佐賀県条例第十三号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の佐賀県看護師等修学資金貸与条例第七条から第九

条までの規定は、この条例の施行の際現に修学資金の返還をし、又は返還を

猶予されている者に対し、なおその効力を有する。

3 修学資金等の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由（大学生修学

資金の貸与を受けた者にあっては、医学を履修する課程を有する大学院への進学を含む。）のため前条第二項第一号及び第二号並びに第一項第一号及び第二号に規定する業務（以下単に「業務」という。）に従事する

ことができなかつた場合には、その期間は、業務従事期間には算入しないものとす

る。佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二二二號

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例

佐賀県食品衛生条例（昭和三十四年佐賀県条例第九号）の一部を次のように

改正する。

別表第一の第一の第十三号を次のように改める。

十三 情報の提供

- イ 消費者に対し、販売した食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

口 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害(医師の診断を受け、その症状が当該食品等に起因し、又は起因している疑いがあると診断されたものをいう。)及び法の規定に違反する食品等に関する情報について、保健所へ速やかに報告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表第一（第一条の二関係）	別表第一（第一条の二関係）
法第五十条第二項に規定する公衆衛生上構すべき措置の基準	法第五十条第二項に規定する公衆衛生上講すべき措置の基準
第一 食品取扱施設等における衛生管理 一～十二 略	第一 食品取扱施設等における衛生管理 一～十二 略
十三 情報の提供	十三 情報の提供
口 消費者に対し、販売した食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。	口 消費者に対し、販売した食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 佐賀県立有田窯業大学校の一般課程の学生で、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までに入学したものに係る授業料の月額は、この条例による改正後の佐賀県立有田窯業大学校条例別表第一の規定にかかるらず、九、八〇〇円とする。

参考資料

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表第一（第七条関係）	別表第一（第七条関係）
区 分 授業料の額(月額)	区 分 授業料の額(月額)
略	略
一般課程	一般課程
略	九、九〇〇円
略	九、七〇〇円

◎佐賀県条例第二十三号

佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

速やかに報告すること。

第二 略

第二 略

佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第一四号

佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例
佐賀県農業大学校条例（昭和五十八年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中 「農産課程」 を「農産園芸課程」 に改める。
園芸課程

第八条を第十一條とし、同条の前に次の二条を加える。

(授業料等の減免)

第九条 授業料及び入学試験手数料（以下「授業料等」という。）は、知事が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(授業料等の還付)

第十条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第七条第一項ただし書及び同条第二項を削り、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(授業料)

第七条 養成部の学生は、毎月分の授業料として九千九百円を、知事が別に定める期日までに納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の佐賀県農業大学校条例第六条に規定する農産課程

3 改正後の条例の規定は、平成二十二年四月一日以後に佐賀県農業大学校の養成部に入学する学生から適用し、同日前に同部に入学した学生については、その者が同部に在学する間は、なお従前の例による。

参考資料
佐賀県農業大学校条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

(課程) 第六条 養成部に次の課程を置く。 農産園芸課程	(課程) 第六条 養成部に次の課程を置く。 農産課程 園芸課程 略
------------------------------------	---

(授業料)
第七条 養成部の学生は、毎月分の授業料として九千九百円を、知事が別に定める期日までに納付しなければならない。

(入学試験手数料)

(授業料等の減免)
第八条 養成部の入学試験を受けようとする者は、入学試験手数料として三千円を、受験申込みの際に、納付しなければならない。

(授業料等の減免)
第七条 養成部の入学試験を受けようとする者は、入学試験手数料として三千円を、受験申込みの際に、納付しなければならない。
ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 既納の入学試験手数料は、還付しない。

(授業料等の減免)
第九条 授業料及び入学試験手数料（以下

「授業料等」という。)は、知事が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(授業料等の還付)

第十一条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。

第十二条 略

第八条 略

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第二五号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)の一部を次の

ように改正する。

第十四条の二第一項中「吉野ヶ里歴史公園」を「都市公園」に改め、同条第二項第一号中「吉野ヶ里歴史公園」を「都市公園」に改め、「業務」の下に「吉野ヶ里歴史公園については」を加え、同項第二号中「吉野ヶ里歴史公園」を「都市公園」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

参考資料
佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(指定管理者)

改 正 前

(指定管理者)

第十四条の一 知事は、都市公園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

第十四条の二 知事は、吉野ヶ里歴史公園の管理を法人その他の団体に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

一 都市公園の施設の利用に関する業務
(吉野ヶ里歴史公園については許可等を除く。)

二 吉野ヶ里歴史公園の施設の維持及び管理に関する業務(許可等を除く。)

3・4 略

一 都市公園の施設の維持及び管理に関する業務
(吉野ヶ里歴史公園については許可等を除く。)

二 吉野ヶ里歴史公園の施設の維持及び管理に関する業務(許可等を除く。)

3・4 略

佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県美しい景観づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県条例第二六号

佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県美しい景観づくり条例の一部を改正する条例を改正する

(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)

第一條 佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、「第八号」を「第十二号」に改め、同条第九号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 佐賀県美しい景観づくり条例(平成二十年佐賀県条例第二十四号)

第八条第一項の規定により佐賀県遺産に認定された区域及びその周辺の

区域のうち、知事が指定する区域

第三条中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、同号の前に次の